

第3編 震災対策編
 第1章 災害予防計画
 第1節 地震に強いまちづくり

新	旧	備考
<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p><u>e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</u></p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p><u>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>等、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用</u></p>	<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(イ) 建築物等の安全化</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>電気、電話等の施</u></p>	

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

新	旧	備考
<p><u>水道、電気、ガス、電話、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>d 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>など協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	<p><u>設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>d 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	

第3編 震災対策編
 第1章 災害予防計画
 第10節 避難の受入活動計画

新	旧	備考
<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に必要な最低限な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、<u>携帯電話用モバイルバッテリー</u>等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>指定避難所内の一般スペース</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、<u>必要に応じて福祉避難所を</u>指定するよう努めるものとする。</p>	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に必要な最低限な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域の人口、誘致圏域、地形災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>一般の避難所</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として</u>指定するよう努めるものとする。</p>	

第3編 震災対策編
 第1章 災害予防計画
 第10節 避難の受入活動計画

新	旧	備考
<p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられて<u>おり、また、災害が発生した場合において要配慮者が</u>相談等の支援を受けることができる体制が整備され、<u>主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの</u>を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ウ) 町は、学校を<u>指定避難所</u>として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、<u>指定避難所</u>としての機能は応急的なものであることを確認の上、<u>指定避難所</u>となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(オ) <u>指定避難所</u>に指定した施設については、必要に応じ<u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、<u>指定避難所</u>の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に<u>指定避難所</u>を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(タ) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から<u>指定避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(チ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ツ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p>	<p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、<u>相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等</u>を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ウ) 町は、学校を<u>避難所</u>として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、<u>避難所</u>としての機能は応急的なものであることを確認の上、<u>避難所</u>となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(オ) <u>避難場所</u>に指定した施設については、必要に応じ<u>換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、<u>避難所</u>の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に<u>避難所</u>を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(タ) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から<u>避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編
 第1章 災害予防計画
 第30節 防災知識普及計画

新	旧	備考
<p>第30節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、県、町、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、CATV、ラジオ等のメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>等の家庭での予防・安全対策</p> <p>d 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>の状況等）及び津波に関する知識</p> <p>e 「<u>自らの命は自らが守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>q <u>南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</u></p> <p><u>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</u></p> <p><u>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</u></p> <p><u>(c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識</u></p> <p><u>(d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</u></p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p>	<p>第30節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの安全は、自らが守る</u>」が防災の基本であり、県、町、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、CATV、ラジオ等のメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>d 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>の状況等）及び津波に関する知識</p> <p>e 「<u>自分の命は自分で守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>q <u>東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識</u></p> <p><u>(a) 東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</u></p> <p><u>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフを震源とする地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識</u></p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p>	

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画
第30節 防災知識普及計画

新	旧	備考
<p>(1) 実施計画 ア【町が実施する計画】 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>(1) 実施計画 ア【町が実施する計画】 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第11節 避難受入及び情報提供活動

新	旧	備考
<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 町長は避難者のために<u>指定避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所へ</u>避難誘導を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、<u>指定避難所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>町は、収容を必要とする被災者の救出のために<u>指定避難所</u>を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため<u>指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 町長は避難者のために<u>避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、<u>避難誘導</u>を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、<u>市町村等の避難所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>町は、収容を必要とする被災者の救出のために<u>避難所</u>を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>町長は、</u>災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため<u>避難所を開設するものとする。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u></p>	

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第11節 避難受入及び情報提供活動

新	旧	備考
<p>(イ) <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>(エ) <u>指定避難所</u>における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d ボランティア e 他の市町村</p> <p>(オ) <u>指定避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び<u>指定避難所</u>で生活せず<u>食料や水等</u>を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(ク) <u>指定避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、<u>指定避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保等、<u>同行避難について適切な体制整備</u>に努めるものとする。</p> <p>(ケ) <u>指定避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>指定避難所</u>の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(サ) <u>指定避難所</u>への収容及び<u>指定避難所</u>の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(シ) <u>指定避難所</u>の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p>	<p>(イ) <u>要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(エ) <u>避難所</u>における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d ボランティア e 他の市町村</p> <p>(オ) <u>避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び<u>避難所</u>で生活せず<u>食事のみ</u>受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(ク) <u>避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(ケ) <u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努めるものとする。</p> <p>(サ) <u>避難所</u>への収容及び<u>避難所</u>の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(シ) <u>避難所</u>の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p>	

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第11節 避難受入及び情報提供活動

新	旧	備考																																																																																																																																
<p>(セ) <u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(ソ) やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>指定避難所</u>の運営について必要に応じ町長に協力するものとする。</p> <p>ウ【住民が実施する対策】</p> <p><u>指定避難所</u>の管理運営について町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p>	<p>(セ) <u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(ソ) やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>避難所</u>の運営について必要に応じ町長に協力するものとする。</p> <p>ウ【住民が実施する対策】</p> <p><u>避難所</u>の管理運営について町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p>																																																																																																																																	
<p>6 指定緊急避難場所及び指定避難所等</p>	<p>6 指定緊急避難場所及び指定避難所等</p>																																																																																																																																	
<p>指定緊急避難場所</p>	<p>指定緊急避難場所</p>																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設・場所名</th> <th>住所</th> <th>想定収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>台城公園駐車場</td><td>松川町元大島 263</td><td>666 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>2</td><td>松川公園</td><td>松川町元大島 1397-3</td><td>500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>3</td><td>双葉保育園園庭</td><td>松川町元大島 1644-2</td><td>333 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>4</td><td>松川中学校校庭</td><td>松川町元大島 3293</td><td>6,500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>5</td><td>名子原体育館前庭</td><td>松川町元大島 2930-1</td><td>833 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>6</td><td>北部果実選果場</td><td>松川町大島 2072-1</td><td>1,000 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>7</td><td>町営グラウンド</td><td>松川町上片桐 2260</td><td>3,500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>8</td><td>信州航空電子(株)グラウンド</td><td>松川町上片桐 800</td><td>2,133 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>9</td><td>福与保育園園庭</td><td>松川町生田 589-3</td><td>1,000 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>10</td><td>部奈公会堂前庭</td><td>松川町生田 2935-1</td><td>333 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>11</td><td>生田グラウンド</td><td>松川町生田 5940</td><td>1,500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>12</td><td>旧松川青年の家グラウンド</td><td>松川町大島 2750-284</td><td>3,333 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>13</td><td>七椏公園</td><td>松川町元大島 1994-2</td><td>666 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>14</td><td>旧東小学校校庭</td><td>松川町生田 4734-1</td><td>633 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>15</td><td>松川中央小学校校庭</td><td>松川町元大島 3716-1</td><td>2,333 人(3.0 m²/人)</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設・場所名	住所	想定収容人数	1	台城公園駐車場	松川町元大島 263	666 人(3.0 m ² /人)	2	松川公園	松川町元大島 1397-3	500 人(3.0 m ² /人)	3	双葉保育園園庭	松川町元大島 1644-2	333 人(3.0 m ² /人)	4	松川中学校校庭	松川町元大島 3293	6,500 人(3.0 m ² /人)	5	名子原体育館前庭	松川町元大島 2930-1	833 人(3.0 m ² /人)	6	北部果実選果場	松川町大島 2072-1	1,000 人(3.0 m ² /人)	7	町営グラウンド	松川町上片桐 2260	3,500 人(3.0 m ² /人)	8	信州航空電子(株)グラウンド	松川町上片桐 800	2,133 人(3.0 m ² /人)	9	福与保育園園庭	松川町生田 589-3	1,000 人(3.0 m ² /人)	10	部奈公会堂前庭	松川町生田 2935-1	333 人(3.0 m ² /人)	11	生田グラウンド	松川町生田 5940	1,500 人(3.0 m ² /人)	12	旧松川青年の家グラウンド	松川町大島 2750-284	3,333 人(3.0 m ² /人)	13	七椏公園	松川町元大島 1994-2	666 人(3.0 m ² /人)	14	旧東小学校校庭	松川町生田 4734-1	633 人(3.0 m ² /人)	15	松川中央小学校校庭	松川町元大島 3716-1	2,333 人(3.0 m ² /人)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設・場所名</th> <th>住所</th> <th>想定収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>台城公園駐車場</td><td>松川町元大島 263</td><td>660 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>2</td><td>松川公園</td><td>松川町元大島 1397-3</td><td>500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>3</td><td>双葉保育園園庭</td><td>松川町元大島 1644-2</td><td>333 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>4</td><td>松川中学校校庭</td><td>松川町元大島 3293</td><td>6,500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>5</td><td>名子原体育館前庭</td><td>松川町元大島 2930-1</td><td>833 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>6</td><td>北部果実選果場</td><td>松川町大島 2072-1</td><td>1,000 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>7</td><td>町営グラウンド</td><td>松川町上片桐 2260</td><td>3,500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>8</td><td>信州航空電子(株)グラウンド</td><td>松川町上片桐 800</td><td>2,133 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>9</td><td>福与保育園園庭</td><td>松川町生田 589-3</td><td>1,000 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>10</td><td>部奈公会堂前庭</td><td>松川町生田 2935-1</td><td>333 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>11</td><td>生田グラウンド</td><td>松川町生田 5940</td><td>1,500 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>12</td><td>旧松川青年の家</td><td>松川町大島 2750-284</td><td>3,333 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>13</td><td>七椏公園</td><td>松川町元大島 1994-2</td><td>666 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>14</td><td>旧東小学校校庭</td><td>松川町生田 4734-1</td><td>633 人(3.0 m²/人)</td></tr> <tr><td>15</td><td>松川中央小学校校庭</td><td>松川町元大島 3716-1</td><td>2,333 人(3.0 m²/人)</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設・場所名	住所	想定収容人数	1	台城公園駐車場	松川町元大島 263	660 人(3.0 m ² /人)	2	松川公園	松川町元大島 1397-3	500 人(3.0 m ² /人)	3	双葉保育園園庭	松川町元大島 1644-2	333 人(3.0 m ² /人)	4	松川中学校校庭	松川町元大島 3293	6,500 人(3.0 m ² /人)	5	名子原体育館前庭	松川町元大島 2930-1	833 人(3.0 m ² /人)	6	北部果実選果場	松川町大島 2072-1	1,000 人(3.0 m ² /人)	7	町営グラウンド	松川町上片桐 2260	3,500 人(3.0 m ² /人)	8	信州航空電子(株)グラウンド	松川町上片桐 800	2,133 人(3.0 m ² /人)	9	福与保育園園庭	松川町生田 589-3	1,000 人(3.0 m ² /人)	10	部奈公会堂前庭	松川町生田 2935-1	333 人(3.0 m ² /人)	11	生田グラウンド	松川町生田 5940	1,500 人(3.0 m ² /人)	12	旧松川青年の家	松川町大島 2750-284	3,333 人(3.0 m ² /人)	13	七椏公園	松川町元大島 1994-2	666 人(3.0 m ² /人)	14	旧東小学校校庭	松川町生田 4734-1	633 人(3.0 m ² /人)	15	松川中央小学校校庭	松川町元大島 3716-1	2,333 人(3.0 m ² /人)	
NO	施設・場所名	住所	想定収容人数																																																																																																																															
1	台城公園駐車場	松川町元大島 263	666 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
2	松川公園	松川町元大島 1397-3	500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
3	双葉保育園園庭	松川町元大島 1644-2	333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
4	松川中学校校庭	松川町元大島 3293	6,500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
5	名子原体育館前庭	松川町元大島 2930-1	833 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
6	北部果実選果場	松川町大島 2072-1	1,000 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
7	町営グラウンド	松川町上片桐 2260	3,500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
8	信州航空電子(株)グラウンド	松川町上片桐 800	2,133 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
9	福与保育園園庭	松川町生田 589-3	1,000 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
10	部奈公会堂前庭	松川町生田 2935-1	333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
11	生田グラウンド	松川町生田 5940	1,500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
12	旧松川青年の家グラウンド	松川町大島 2750-284	3,333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
13	七椏公園	松川町元大島 1994-2	666 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
14	旧東小学校校庭	松川町生田 4734-1	633 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
15	松川中央小学校校庭	松川町元大島 3716-1	2,333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
NO	施設・場所名	住所	想定収容人数																																																																																																																															
1	台城公園駐車場	松川町元大島 263	660 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
2	松川公園	松川町元大島 1397-3	500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
3	双葉保育園園庭	松川町元大島 1644-2	333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
4	松川中学校校庭	松川町元大島 3293	6,500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
5	名子原体育館前庭	松川町元大島 2930-1	833 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
6	北部果実選果場	松川町大島 2072-1	1,000 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
7	町営グラウンド	松川町上片桐 2260	3,500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
8	信州航空電子(株)グラウンド	松川町上片桐 800	2,133 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
9	福与保育園園庭	松川町生田 589-3	1,000 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
10	部奈公会堂前庭	松川町生田 2935-1	333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
11	生田グラウンド	松川町生田 5940	1,500 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
12	旧松川青年の家	松川町大島 2750-284	3,333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
13	七椏公園	松川町元大島 1994-2	666 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
14	旧東小学校校庭	松川町生田 4734-1	633 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															
15	松川中央小学校校庭	松川町元大島 3716-1	2,333 人(3.0 m ² /人)																																																																																																																															

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第11節 避難受入及び情報提供活動

新				旧				備考
指定避難所				指定避難所				
NO	施設名	住所	想定収容人数	NO	施設名	住所	想定収容人数	
1	古町コミュニティセンター	松川町元大島 749-5	104 人 (3.0 m ² /人)	1	古町コミュニティセンター	松川町元大島 749-5	104 人 (3.0 m ² /人)	
2	上新井コミュニティセンター	松川町元大島 1654	205 人 (3.0 m ² /人)	2	上新井コミュニティセンター	松川町元大島 1654	205 人 (3.0 m ² /人)	
3	松川町商工会館	松川町元大島 1521-4	106 人 (3.0 m ² /人)	3	松川町商工会館	松川町元大島 1521-4	106 人 (3.0 m ² /人)	
4	名子原体育館	松川町元大島 2930-1	210 人 (3.0 m ² /人)	4	名子原体育館	松川町元大島 2930-1	210 人 (3.0 m ² /人)	
5	町民体育館	松川町元大島 3592-2	1,034 人 (3.0 m ² /人)	5	町民体育館	松川町元大島 3592-2	1,034 人 (3.0 m ² /人)	
6	上大島公民館	松川町大島 2194-2	142 人 (3.0 m ² /人)	6	上大島公民館	松川町大島 2194-2	142 人 (3.0 m ² /人)	
7	上片桐改善センター	松川町上片桐 2250	166 人 (3.0 m ² /人)	7	上片桐改善センター	松川町上片桐 2250	166 人 (3.0 m ² /人)	
8	子育て支援センターおひさま	松川町上片桐 1077	96 人 (3.0 m ² /人)	8	子育て支援センターおひさま	松川町上片桐 1077	96 人 (3.0 m ² /人)	
9	福与ふれあい館	松川町生田 909-1	77 人 (3.0 m ² /人)	9	福与ふれあい館	松川町生田 909-1	77 人 (3.0 m ² /人)	
10	部奈文化伝承センター	松川町生田 2939-1	78 人 (3.0 m ² /人)	10	部奈文化伝承センター	松川町生田 2939-1	78 人 (3.0 m ² /人)	
11	生東会館	松川町生田 5940-6	88 人 (3.0 m ² /人)	11	生東会館	松川町生田 5940-6	88 人 (3.0 m ² /人)	
12	旧東小学校体育館	松川町生田 4735	179 人 (3.0 m ² /人)	12	旧東小学校体育館	松川町生田 4735	179 人 (3.0 m ² /人)	
13	松川町中央公民館	松川町元大島 3720	102 人 (3.0 m ² /人)	13	松川町中央公民館	松川町元大島 3720	102 人 (3.0 m ² /人)	
14	名子公民館	松川町元大島 3587	95 人 (3.0 m ² /人)	14	名子公民館	松川町元大島 3587	95 人 (3.0 m ² /人)	
15	旧松川青年の家体育館	松川町大島 2750-284	231 人 (3.0 m ² /人)	15	旧松川青年の家体育館	松川町大島 2750-284	231 人 (3.0 m ² /人)	
16	福与保育園遊戯室	松川町生田 589-3	16 人 (3.0 m ² /人)					

7 広域的な避難を要する場合の活動 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、 指定避難所 の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。 エ 避難者を受け入れる場合、町は、 指定避難所 を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。	7 広域的な避難を要する場合の活動 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、 避難所 の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。 エ 避難者を受け入れる場合、町は、 避難所 を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
9 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 (イ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、 指定避難所 にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	9 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 (イ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、 避難所 にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第11節 避難受入及び情報提供活動

新	旧	備考
<p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	

第3編 震災対策編

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

新	旧	備考																																						
<p>第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制</p> <p>第1 東海地震に関連する情報時の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>(1) 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、その情報の内容に応じて必要な配備体制をとり次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">配備基準</p> <table border="1" data-bbox="192 546 1365 1627"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>配備体制</th> <th>本部</th> <th>配備職員</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時）</td> <td>事前準備（第1非常配備・（注意体制）） 東海地震観測体制</td> <td rowspan="2">東海地震警戒体制</td> <td>各課の長があらかじめ定めた職員</td> <td>○所属長の指示により活動 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ○準備行動の開始</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）</td> <td>第2非常配備・（警戒体制） 東海地震注意体制</td> <td>全職員</td> <td>○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>第3非常配備・（非常体制） 東海地震警戒体制</td> <td>地震災害警戒本部</td> <td></td> <td>○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○市町村内における地震防災対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「地震予知情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。<u>なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行われなかったこととされている。</u></p>	情報名	配備体制	本部	配備職員	活動内容	東海地震に関連する調査情報（臨時）	事前準備（第1非常配備・（注意体制）） 東海地震観測体制	東海地震警戒体制	各課の長があらかじめ定めた職員	○所属長の指示により活動 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ○準備行動の開始	東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	第2非常配備・（警戒体制） 東海地震注意体制	全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	第3非常配備・（非常体制） 東海地震警戒体制	地震災害警戒本部		○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○市町村内における地震防災対策の実施	<p>第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制</p> <p>第1 東海地震に関連する情報時の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>(1) 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、その情報の内容に応じて必要な配備体制をとり次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1439 546 2611 1627"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>配備体制</th> <th>本部</th> <th>配備職員</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時）</td> <td>事前準備（第1非常配備・（注意体制）） 東海地震観測体制</td> <td rowspan="2">東海地震警戒体制</td> <td>各課の長があらかじめ定めた職員</td> <td>○所属長の指示により活動 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ○準備行動の開始</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）</td> <td>第2非常配備・（警戒体制） 東海地震注意体制</td> <td>全職員</td> <td>○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>第3非常配備・（非常体制） 東海地震警戒体制</td> <td>地震災害警戒本部</td> <td></td> <td>○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○市町村内における地震防災対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「地震予知情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。</p>	情報名	配備体制	本部	配備職員	活動内容	東海地震に関連する調査情報（臨時）	事前準備（第1非常配備・（注意体制）） 東海地震観測体制	東海地震警戒体制	各課の長があらかじめ定めた職員	○所属長の指示により活動 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ○準備行動の開始	東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	第2非常配備・（警戒体制） 東海地震注意体制	全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	第3非常配備・（非常体制） 東海地震警戒体制	地震災害警戒本部		○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○市町村内における地震防災対策の実施	
情報名	配備体制	本部	配備職員	活動内容																																				
東海地震に関連する調査情報（臨時）	事前準備（第1非常配備・（注意体制）） 東海地震観測体制	東海地震警戒体制	各課の長があらかじめ定めた職員	○所属長の指示により活動 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ○準備行動の開始																																				
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	第2非常配備・（警戒体制） 東海地震注意体制		全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策																																				
警戒宣言及び東海地震予知情報	第3非常配備・（非常体制） 東海地震警戒体制	地震災害警戒本部		○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○市町村内における地震防災対策の実施																																				
情報名	配備体制	本部	配備職員	活動内容																																				
東海地震に関連する調査情報（臨時）	事前準備（第1非常配備・（注意体制）） 東海地震観測体制	東海地震警戒体制	各課の長があらかじめ定めた職員	○所属長の指示により活動 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ○準備行動の開始																																				
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	第2非常配備・（警戒体制） 東海地震注意体制		全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・公立学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策																																				
警戒宣言及び東海地震予知情報	第3非常配備・（非常体制） 東海地震警戒体制	地震災害警戒本部		○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○市町村内における地震防災対策の実施																																				

第3編 震災対策編

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第3節 情報収集・伝達計画

新	旧	備考																																																												
<p>第3節 情報収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>2 地震防災に関する情報の収集</p> <p>地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき主な情報について定める。</p> <p>(1) 収集する情報</p> <p>東海地震に関連する情報発表における収集先と内容については、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">東海地震に関する情報発表時における情報の収集先と内容</p> <table border="1" data-bbox="287 684 1317 1898"> <thead> <tr> <th>情報収集先</th> <th>情報の内容</th> <th>収集担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1) 国(気象庁・内閣府) 県(危機管理防災課)・南信州地域振興局等県現地機関</td> <td><input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の地震災害警戒本部・支部の設置・廃止</td> <td>地震災害警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2) 長野地方気象台</td> <td><input type="checkbox"/> 気象情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3) 地区対応班</td> <td><input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況 <input type="checkbox"/> 住民の生活、社会・経済活動等の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所</td> <td><input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 交通機関の運行及び道路交通の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部</td> <td><input type="checkbox"/> 地震災害警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 地震災害警防本部活動情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6) 飯田警察署</td> <td><input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等の治安状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7) 交通機関(東海旅客鉄道㈱、伊那バス㈱)</td> <td><input type="checkbox"/> 運行・乗客対応状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8) 他市町村</td> <td><input type="checkbox"/> 応急対策実施状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9) 医療機関 飯伊地区包括医療協議会 下伊那赤十字病院</td> <td><input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況</td> <td>町民部</td> </tr> </tbody> </table>	情報収集先	情報の内容	収集担当	<input type="checkbox"/> 1) 国(気象庁・内閣府) 県(危機管理防災課)・南信州地域振興局等県現地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の地震災害警戒本部・支部の設置・廃止	地震災害警戒本部事務局	<input type="checkbox"/> 2) 長野地方気象台	<input type="checkbox"/> 気象情報		<input type="checkbox"/> 3) 地区対応班	<input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況 <input type="checkbox"/> 住民の生活、社会・経済活動等の状況		<input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所	<input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 交通機関の運行及び道路交通の状況		<input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部	<input type="checkbox"/> 地震災害警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 地震災害警防本部活動情報		<input type="checkbox"/> 6) 飯田警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等の治安状況		<input type="checkbox"/> 7) 交通機関(東海旅客鉄道㈱、伊那バス㈱)	<input type="checkbox"/> 運行・乗客対応状況		<input type="checkbox"/> 8) 他市町村	<input type="checkbox"/> 応急対策実施状況		<input type="checkbox"/> 9) 医療機関 飯伊地区包括医療協議会 下伊那赤十字病院	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	町民部	<p>第3節 情報収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>2 地震防災に関する情報の収集</p> <p>地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき主な情報について定める。</p> <p>(1) 収集する情報</p> <p>東海地震に関連する情報発表における収集先と内容については、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">東海地震に関する情報発表時における情報の収集先と内容</p> <table border="1" data-bbox="1486 684 2516 1898"> <thead> <tr> <th>情報収集先</th> <th>情報の内容</th> <th>収集担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1) 国(気象庁・内閣府) 県(危機管理防災課)・南信州地域振興局等県現地機関</td> <td><input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の地震災害警戒本部・支部の設置・廃止</td> <td>地震災害警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2) 長野地方気象台</td> <td><input type="checkbox"/> 気象情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3) 地区対応班</td> <td><input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況 <input type="checkbox"/> 住民の生活、社会・経済活動等の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所</td> <td><input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 交通機関の運行及び道路交通の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部</td> <td><input type="checkbox"/> 地震災害警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 地震災害警防本部活動情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6) 飯田警察署</td> <td><input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等の治安状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7) 交通機関(東海旅客鉄道㈱、伊那バス㈱)</td> <td><input type="checkbox"/> 運行・乗客対応状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8) 他市町村</td> <td><input type="checkbox"/> 応急対策実施状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9) 医療機関 飯伊地区包括医療協議会 下伊那赤十字病院</td> <td><input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況</td> <td>町民部</td> </tr> </tbody> </table>	情報収集先	情報の内容	収集担当	<input type="checkbox"/> 1) 国(気象庁・内閣府) 県(危機管理防災課)・南信州地域振興局等県現地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の地震災害警戒本部・支部の設置・廃止	地震災害警戒本部事務局	<input type="checkbox"/> 2) 長野地方気象台	<input type="checkbox"/> 気象情報		<input type="checkbox"/> 3) 地区対応班	<input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況 <input type="checkbox"/> 住民の生活、社会・経済活動等の状況		<input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所	<input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 交通機関の運行及び道路交通の状況		<input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部	<input type="checkbox"/> 地震災害警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 地震災害警防本部活動情報		<input type="checkbox"/> 6) 飯田警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等の治安状況		<input type="checkbox"/> 7) 交通機関(東海旅客鉄道㈱、伊那バス㈱)	<input type="checkbox"/> 運行・乗客対応状況		<input type="checkbox"/> 8) 他市町村	<input type="checkbox"/> 応急対策実施状況		<input type="checkbox"/> 9) 医療機関 飯伊地区包括医療協議会 下伊那赤十字病院	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	町民部	
情報収集先	情報の内容	収集担当																																																												
<input type="checkbox"/> 1) 国(気象庁・内閣府) 県(危機管理防災課)・南信州地域振興局等県現地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の地震災害警戒本部・支部の設置・廃止	地震災害警戒本部事務局																																																												
<input type="checkbox"/> 2) 長野地方気象台	<input type="checkbox"/> 気象情報																																																													
<input type="checkbox"/> 3) 地区対応班	<input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況 <input type="checkbox"/> 住民の生活、社会・経済活動等の状況																																																													
<input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所	<input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 交通機関の運行及び道路交通の状況																																																													
<input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部	<input type="checkbox"/> 地震災害警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 地震災害警防本部活動情報																																																													
<input type="checkbox"/> 6) 飯田警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等の治安状況																																																													
<input type="checkbox"/> 7) 交通機関(東海旅客鉄道㈱、伊那バス㈱)	<input type="checkbox"/> 運行・乗客対応状況																																																													
<input type="checkbox"/> 8) 他市町村	<input type="checkbox"/> 応急対策実施状況																																																													
<input type="checkbox"/> 9) 医療機関 飯伊地区包括医療協議会 下伊那赤十字病院	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	町民部																																																												
情報収集先	情報の内容	収集担当																																																												
<input type="checkbox"/> 1) 国(気象庁・内閣府) 県(危機管理防災課)・南信州地域振興局等県現地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の地震災害警戒本部・支部の設置・廃止	地震災害警戒本部事務局																																																												
<input type="checkbox"/> 2) 長野地方気象台	<input type="checkbox"/> 気象情報																																																													
<input type="checkbox"/> 3) 地区対応班	<input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況 <input type="checkbox"/> 住民の生活、社会・経済活動等の状況																																																													
<input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所	<input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 交通機関の運行及び道路交通の状況																																																													
<input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部	<input type="checkbox"/> 地震災害警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 地震災害警防本部活動情報																																																													
<input type="checkbox"/> 6) 飯田警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等の治安状況																																																													
<input type="checkbox"/> 7) 交通機関(東海旅客鉄道㈱、伊那バス㈱)	<input type="checkbox"/> 運行・乗客対応状況																																																													
<input type="checkbox"/> 8) 他市町村	<input type="checkbox"/> 応急対策実施状況																																																													
<input type="checkbox"/> 9) 医療機関 飯伊地区包括医療協議会 下伊那赤十字病院	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	町民部																																																												

第3編 震災対策編

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第3節 情報収集・伝達計画

新			旧			備考
<input type="checkbox"/> 10) 給水・水道施設	<input type="checkbox"/> 応急給水体制準備状況 <input type="checkbox"/> 上・下水道施設応急対策実施状況	環境水道部	<input type="checkbox"/> 10) 給水・水道施設	<input type="checkbox"/> 応急給水体制準備状況 <input type="checkbox"/> 上・下水道施設応急対策実施状況	環境水道部	
<input type="checkbox"/> 11) 流通業者	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品の在庫調達可能量 <input type="checkbox"/> デパート・スーパーの営業情報	総務部 町民部	<input type="checkbox"/> 11) 流通業者	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品の在庫調達可能量 <input type="checkbox"/> デパート・スーパーの営業情報	総務部 町民部	
<input type="checkbox"/> 12) (公社)長野県トラック協会 緊急輸送関連	<input type="checkbox"/> ヘリポート準備状況 <input type="checkbox"/> 車両確保準備状況	総務部	<input type="checkbox"/> 12) (公社)長野県トラック協会 緊急輸送関連	<input type="checkbox"/> ヘリポート準備状況 <input type="checkbox"/> 車両確保準備状況	総務部	
<input type="checkbox"/> 13) 教育委員会	<input type="checkbox"/> 児童生徒引渡し状況 <input type="checkbox"/> 住民の避難状況	教育部	<input type="checkbox"/> 13) 教育委員会	<input type="checkbox"/> 児童生徒引渡し状況 <input type="checkbox"/> 住民の避難状況	教育部	
<input type="checkbox"/> 14) 社会福祉施設	<input type="checkbox"/> 避難実施状況	町民部	<input type="checkbox"/> 14) 社会福祉施設	<input type="checkbox"/> 避難実施状況	町民部	
<input type="checkbox"/> 15) 各班共通	<input type="checkbox"/> 各班の応急対策実施状況	各部	<input type="checkbox"/> 15) 各班共通	<input type="checkbox"/> 各班の応急対策実施状況	各部	
<input type="checkbox"/> 16) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u>	<input type="checkbox"/> 電気の運営状況	総務部	<input type="checkbox"/> 16) <u>中部電力(株)</u>	<input type="checkbox"/> 電気の運営状況	総務部	
<input type="checkbox"/> 17) (一社)長野県LPGガス協会	<input type="checkbox"/> ガスの運営状況	総務部	<input type="checkbox"/> 17) (一社)長野県LPGガス協会	<input type="checkbox"/> ガスの運営状況	総務部	

第3編 震災対策編

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第10節 防災関係機関の講ずる対策

新	旧	備考
<p>第10節 防災関係機関の講ずる対策</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 電気（<u>中部電力パワーグリッド</u>株）</p> <p>（1）地震災害警戒本部を設置する。</p> <p>（2）電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認する。</p> <p>（3）社員一人一人が、的確迅速な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。</p> <p>（4）訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。</p>	<p>第10節 防災関係機関の講ずる対策</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 電気（<u>中部電力</u>株）</p> <p>（1）地震災害警戒本部を設置する。</p> <p>（2）電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認する。</p> <p>（3）社員一人一人が、的確迅速な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。</p> <p>（4）訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。</p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第1節 総則

新	旧	備考						
<p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>第1 目的</u> <u>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</u> <u>松川町地域防災計画「第1編 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。</u></p> <p><u>第3 南海トラフ地震臨時情報について</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件</u></p> <table border="1" data-bbox="178 751 1308 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 751 412 800">情報名</th> <th data-bbox="412 751 1308 800">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 800 412 1121"> <u>南海トラフ地震臨時情報</u> </td> <td data-bbox="412 800 1308 1121"> <u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u> <u>※ 南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1121 412 1455"> <u>南海トラフ地震関連解説情報</u> </td> <td data-bbox="412 1121 1308 1455"> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。</u> <u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。</u> <u>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</u> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u> <u>※ 南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表。</u>	<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<u>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。</u> <u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。</u> <u>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</u>	<p><u>(新設)</u></p>	
情報名	情報発表条件							
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u> <u>※ 南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表。</u>							
<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<u>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。</u> <u>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。</u> <u>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</u>							

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第1節 総則

新	旧	備考
<p data-bbox="201 331 834 363"><u>2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ</u></p> <pre> graph TD A1["南海トラフの想定震源域 またはその周辺で M6.8程度以上の地震が発生"] A2["南海トラフの想定震源域の プレート境界面で 通常とは異なる ゆっくりすべりが 発生した可能性"] B["気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表"] C["有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し 起こった現象を評価"] D1["プレート境界の M8以上の地震"] D2["M7以上の地震"] D3["ゆっくりすべり"] D4["左の条件を 満たさない 場合"] E1["南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)"] E2["南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)"] E3["南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)"] A1 --> B A2 --> B B --> C C --> D1 C --> D2 C --> D3 C --> D4 D1 --> E1 D2 --> E2 D3 --> E2 D4 --> E3 </pre> <p data-bbox="172 415 270 464">観測した 異常な現象</p> <p data-bbox="172 579 308 648">異常な現象に 対する評価 (最短約30分後)</p> <p data-bbox="172 905 317 974">評価の結果 発表される情報 (最短約2時間後)</p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

新	旧	備考												
<p><u>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制</u></p> <p><u>第1 町の体制</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制</u></p> <table border="1" data-bbox="246 415 1383 1003"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>活動体制</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>災害警戒本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等（※1）</td> <td>災害警戒本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等（※2）</td> <td>災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 ○災害応急対策に係る措置の実施 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・ 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報</p> <p>※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・ 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報</p> <p><u>2 災害対策本部等の設置</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、災害警戒本部を設置する。 本部の組織及び活動要領は、松川町地域防災計画「第2編 第2章 第3節 非常参集職員の活動」に定めるところによる。</p> <p><u>3 活動体制の終了時期</u> 災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。</p>	情報名	活動体制	業務内容	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報 	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等（※1）	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等（※2）	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 ○災害応急対策に係る措置の実施 	<p><u>(新設)</u></p>	
情報名	活動体制	業務内容												
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報 												
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等（※1）	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 												
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等（※2）	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 ○災害応急対策に係る措置の実施 												

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

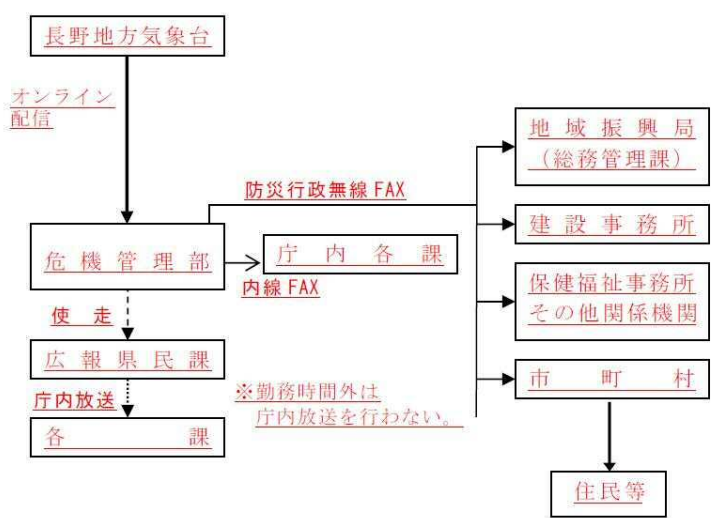
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

新	旧	備考
<p><u>4 職員の参集</u></p> <p><u>職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。</u></p> <p><u>第2 防災関係機関の体制</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制</u></p> <p><u>各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制</u></p> <p><u>各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制</u></p> <p><u>各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。</u></p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第3節 情報の収集伝達計画

新	旧	備考
<p><u>第3節 情報の収集伝達計画</u></p> <p><u>第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。</u></p> <p><u>1 伝達系統図</u></p>  <pre> graph TD A[長野地方気象台] -- "オンライン配信" --> B[危機管理部] B -- "防災行政無線 FAX" --> C[地域振興局 (総務管理課)] B -- "防災行政無線 FAX" --> D[建設事務所] B -- "防災行政無線 FAX" --> E[保健福祉事務所 その他関係機関] B -- "防災行政無線 FAX" --> F[市町村] B -- "内線 FAX" --> G[庁内各課] G -- "使走" --> H[広報県民課] H -- "庁内放送" --> I[各課] F --> J[住民等] </pre> <p>※勤務時間外は、庁内放送を行わない。</p> <p><u>2 勤務時間内の伝達要領</u></p> <p><u>(1) 勤務時間内に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した総務課長は、直ちに町長へ報告するとともに、防災無線等により住民等へ伝達する。</u></p> <p><u>(2) 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。</u></p> <p><u>3 勤務時間外、休日の伝達要領</u></p> <p><u>(1) 勤務時間外及び休日に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を総務課長へ報告する。</u></p> <p><u>(2) 報告を受けた総務課長は、課職員の登庁を指示するとともに、町長へ報告し、必要な指示を受ける。</u></p> <p><u>(3) 総務課職員は、速やかに登庁し、防災関係機関へ伝達する。</u></p> <p><u>なお、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各課長を通じて配備職員の参集指示を伝達する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第3節 情報の収集伝達計画

新	旧	備考														
<p><u>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達</u></p> <p><u>県、町及び防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。</u></p> <p><u>この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>なお、県警戒・対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="243 594 1311 1232"> <thead> <tr> <th data-bbox="243 594 501 642">調査事項</th> <th data-bbox="501 594 1311 642">報告ルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="243 642 501 688"><u>都市施設の状況</u></td> <td data-bbox="501 642 1311 688"><u>各施設管理者－町－建設事務所－県警戒・対策本部(建設部)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 688 501 779"><u>電話等の疎通状況、 利用制限の状況</u></td> <td data-bbox="501 688 1311 779"><u>電気通信事業者－県警戒・対策本部(危機管理部)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 779 501 961"><u>金融機関の営業状況</u></td> <td data-bbox="501 779 1311 961"><u>金融機関－長野財務事務所－県警戒・対策本部(危機管理部)</u> <u>(農協－町－地域振興局－県警戒・対策本部)(農政部)</u> <u>(労働金庫－県警戒・対策本部)(健康福祉部)</u> <u>(その他の金融機関－地域振興局－県警戒・対策本部)(危機管理部)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 961 501 1098"><u>道路の交通規制の 状況・車両通行状況</u></td> <td data-bbox="501 961 1311 1098"><u>東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱－県警戒・対策本部(建設部)</u> <u>地方整備局－県警戒・対策本部(建設部)</u> <u>町－建設事務所－県警戒・対策本部(建設部)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1098 501 1188"><u>列車の運転状況、旅 客の状況</u></td> <td data-bbox="501 1098 1311 1188"><u>J R 各社－県警戒・対策本部(企画振興部)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1188 501 1232"><u>滞留旅客等の状況</u></td> <td data-bbox="501 1188 1311 1232"><u>町－地域振興局－県警戒・対策本部(危機管理部)</u></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	報告ルート	<u>都市施設の状況</u>	<u>各施設管理者－町－建設事務所－県警戒・対策本部(建設部)</u>	<u>電話等の疎通状況、 利用制限の状況</u>	<u>電気通信事業者－県警戒・対策本部(危機管理部)</u>	<u>金融機関の営業状況</u>	<u>金融機関－長野財務事務所－県警戒・対策本部(危機管理部)</u> <u>(農協－町－地域振興局－県警戒・対策本部)(農政部)</u> <u>(労働金庫－県警戒・対策本部)(健康福祉部)</u> <u>(その他の金融機関－地域振興局－県警戒・対策本部)(危機管理部)</u>	<u>道路の交通規制の 状況・車両通行状況</u>	<u>東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱－県警戒・対策本部(建設部)</u> <u>地方整備局－県警戒・対策本部(建設部)</u> <u>町－建設事務所－県警戒・対策本部(建設部)</u>	<u>列車の運転状況、旅 客の状況</u>	<u>J R 各社－県警戒・対策本部(企画振興部)</u>	<u>滞留旅客等の状況</u>	<u>町－地域振興局－県警戒・対策本部(危機管理部)</u>		
調査事項	報告ルート															
<u>都市施設の状況</u>	<u>各施設管理者－町－建設事務所－県警戒・対策本部(建設部)</u>															
<u>電話等の疎通状況、 利用制限の状況</u>	<u>電気通信事業者－県警戒・対策本部(危機管理部)</u>															
<u>金融機関の営業状況</u>	<u>金融機関－長野財務事務所－県警戒・対策本部(危機管理部)</u> <u>(農協－町－地域振興局－県警戒・対策本部)(農政部)</u> <u>(労働金庫－県警戒・対策本部)(健康福祉部)</u> <u>(その他の金融機関－地域振興局－県警戒・対策本部)(危機管理部)</u>															
<u>道路の交通規制の 状況・車両通行状況</u>	<u>東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱－県警戒・対策本部(建設部)</u> <u>地方整備局－県警戒・対策本部(建設部)</u> <u>町－建設事務所－県警戒・対策本部(建設部)</u>															
<u>列車の運転状況、旅 客の状況</u>	<u>J R 各社－県警戒・対策本部(企画振興部)</u>															
<u>滞留旅客等の状況</u>	<u>町－地域振興局－県警戒・対策本部(危機管理部)</u>															

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第4節 広報計画

新	旧	備考
<p><u>第4節 広報計画</u></p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>第2 活動の内容</u></p> <p><u>1【町が実施する計画】</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。</u></p> <p><u>(1) 広報内容</u></p> <p><u>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</u></p> <p><u>（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容</u></p> <p><u>（イ）住民等に密接に関係のある事項</u></p> <p><u>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等</u></p> <p><u>（ア）南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容</u></p> <p><u>（イ）交通に関する情報</u></p> <p><u>（ウ）ライフラインに関する情報</u></p> <p><u>（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項</u></p> <p><u>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</u></p> <p><u>（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容</u></p> <p><u>（イ）交通に関する情報</u></p> <p><u>（ウ）ライフラインに関する情報</u></p> <p><u>（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項</u></p> <p><u>(2) 広報手段</u></p> <p><u>同報無線等による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。</u></p> <p><u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。</u></p> <p><u>(3) 問い合わせ窓口</u></p> <p><u>住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等に問い合わせ窓口等の体制を整備する。</u></p> <p><u>(4) 報道機関との応援協力関係</u></p> <p><u>報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時時の運用

第4節 広報計画

新	旧	備考
<p><u>(5) 推進地域外の住民等に対する広報</u> <u>推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ臨時情報の内容、交通対策の実施状況等につ</u> <u>いて的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す。</u></p> <p><u>2【防災関係機関が実施する計画】</u> <u>防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により広報を実施するととも</u> <u>に、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。</u> <u>また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速</u> <u>な実施を可能にする措置を考慮するものとする。</u></p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第5節 災害応急対策をとるべき期間

新	旧	備考
<p><u>第5節 災害応急対策をとるべき期間</u></p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>第2 災害応急対策をとるべき期間</u></p> <p><u>災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合</u></p> <p><u>南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合</u></p> <p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第6節 避難対策等

新	旧	備考
<p><u>第6節 避難対策等</u></p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。</u></p> <p><u>第2 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>1 土砂災害に対する避難行動等</u></p> <p><u>南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</u></p> <p><u>また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</u></p> <p><u>2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等</u></p> <p><u>住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。</u></p> <p><u>また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。</u></p> <p><u>第3 避難先の確保</u></p> <p><u>1 避難所の受入れ人数の把握</u></p> <p><u>（1）住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。</u></p> <p><u>（2）要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。</u></p> <p><u>（3）宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておくものとする。</u></p> <p><u>2 避難所候補リストの作成</u></p> <p><u>（1）避難所は、町地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第6節 避難対策等

新	旧	備考
<p><u>(2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。</u></p> <p><u>(3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。</u></p> <p><u>ア 施設名、住所、面積、収容人数</u></p> <p><u>イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）</u></p> <p><u>ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無</u></p> <p><u>エ 非構造部材の落下防止対策の有無</u></p> <p><u>オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か</u></p> <p><u>カ 学校の状況（授業継続または休校）</u></p> <p><u>キ 周辺の避難場所からの移動距離</u></p> <p><u>ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）</u></p> <p><u>ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況</u></p> <p><u>コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況</u></p> <p><u>3 避難所の選定</u></p> <p><u>避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。</u></p> <p><u>(2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。</u></p> <p><u>4 避難所が不足する場合の対応</u></p> <p><u>(1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、町内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。</u></p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第6節 避難対策等

新	旧	備考
<p><u>(3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。</u></p> <p><u>なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。</u></p> <p><u>第4 避難所の運営</u></p> <p><u>避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。</u></p> <p><u>また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。</u></p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第7節 住民の防災対応

新	旧	備考
<p><u>第7節 住民の防災対応</u></p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び町は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。</u></p> <p><u>第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項</u></p> <p><u>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。</u></p> <p><u>第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項</u></p> <p><u>1 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。</u></p> <p><u>2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。</u></p> <p><u>3 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。</u></p> <p><u>また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第8節 企業等対策計画

新	旧	備考
<p><u>第8節 企業等対策計画</u></p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。</u></p> <p><u>第2 企業等の防災対応の検討</u></p> <p><u>1 防災対応を検討する手順</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。</u></p> <p><u>(2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。</u></p> <p><u>(3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震に関するBCPの確認</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。</u></p> <p><u>3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。</u></p> <p><u>(2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。</u></p> <p><u>4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討</u></p> <p><u>企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第8節 企業等対策計画

新	旧	備考
<p><u>5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討</u></p> <p><u>（1）必要な事業を継続するための措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。</u></p> <p><u>（2）日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u></p> <p><u>企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。</u></p> <p><u>また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。</u></p> <p><u>ア 安否確認手段の確認</u></p> <p><u>イ 什器の固定・落下防止対策の確認</u></p> <p><u>ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認</u></p> <p><u>エ 発災時の職員の役割分担の確認</u></p> <p><u>（3）施設及び設備等の点検</u></p> <p><u>地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないとけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。</u></p> <p><u>（4）地震に備えて普段以上に警戒する措置</u></p> <p><u>地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。</u></p> <p><u>ア 荷物の平積み措置</u></p> <p><u>イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化</u></p> <p><u>ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備</u></p> <p><u>エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し</u></p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第8節 企業等対策計画

新	旧	備考
<p><u>オ ヘルメットの携行の徹底</u></p> <p><u>カ 定期的な重要データのバックアップ</u></p> <p><u>キ 速やかに作業中断するための準備</u></p> <p><u>(5) 地域への貢献</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。</u></p> <p><u>また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。</u></p> <p><u>(6) 情報の伝達</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</u></p> <p><u>(7) 防災対応実施要員の確保等</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。</u></p> <p><u>また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。</u></p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時時の運用

第9節 防災関係機関のとりべき措置

新	旧	備考
<p><u>第9節 防災関係機関のとりべき措置</u></p> <p><u>第1 基本方針</u> 防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。</p> <p><u>第2 活動の内容</u></p> <p><u>1 消防機関等</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。</p> <p><u>2 警備対策</u> 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。 <u>(1) 正確な情報の収集及び伝達</u> <u>(2) 不法事案等の予防及び取締り</u> <u>(3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p><u>3 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p><u>(1) 水道</u> 飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p><u>(2) 電気</u> 電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p><u>(3) ガス</u> ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。 また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。</p> <p><u>(4) 通信</u> 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 放送</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第9節 防災関係機関のとるべき措置

新	旧	備考
<p><u>ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。</u></p> <p><u>4 金融対策</u></p> <p><u>計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>5 交通</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者にとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。</u></p> <p><u>イ 県及び町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u></p> <p><u>(2) 鉄道</u></p> <p><u>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u></p> <p><u>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び町は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(3) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(4) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。</u></p>		

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第10節 関係機関との連携協力の確保

新	旧	備考
<p><u>第10節 関係機関との連携協力の確保</u></p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。</u></p> <p><u>また、県、町、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。</u></p> <p><u>第2 交通インフラやライフライン</u></p> <p><u>日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。た防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。</u></p> <p><u>第3 滞留旅客等に対する措置</u></p> <p><u>1【町が実施する計画】</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2【防災関係機関が実施する計画】</u></p> <p><u>防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

新	旧	備考
<p><u>第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</u></p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</u></p> <p><u>また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</u></p> <p><u>そのため、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。</u></p> <p><u>第2 計画の内容</u></p> <p><u>1 職員等に対する防災上の教育</u></p> <p><u>【町が実施する計画】</u></p> <p><u>職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。</u></p> <p><u>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</u></p> <p><u>ウ 地震に関する一般的な知識</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p><u>オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要がある課題</u></p> <p><u>2 住民等に対する防災上の教育</u></p> <p><u>【町が実施する計画】</u></p> <p><u>過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。</u></p> <p><u>この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。</u></p> <p><u>ア 可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。</u></p> <p><u>イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。</u></p> <p><u>ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

新	旧	備考
<u>するものとする。</u>		

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

新	旧	備考
<p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>第1 推進計画の目的</u></p> <p><u>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号、以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定により、町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていたことを受け、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>第2 推進計画の性格</u></p> <p><u>東海トラフ巨大地震は、わが国で発生する最大級の地震となることが予測されており、極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、これらから、その被害は広域かつ甚大になり、想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられることがその特徴として挙げられる。</u></p> <p><u>このため、これら南海トラフ巨大地震の特徴を踏まえつつ、これまで以上に国、県、町、住民、関係団体及び事業者等、多様な主体の強い連携を図りながら、計画的且つ速やかに防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p><u>このことを踏まえ、本計画は、南海トラフ巨大地震に関して、特に重要な対策等について、その方向性を定めることとする。そのため、本計画の内容については、定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに見直しや修正を行い、実効性のあるものとするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第3 推進計画の位置づけ</u></p> <p><u>本計画は、南海トラフ特措法第5条に基づく推進計画として、松川町防災会議が定める。</u></p> <p><u>また、本計画は、松川町地域防災計画の「第3編 震災対策編」の一部とする。更に、本計画は南海トラフ巨大地震に関して、特に重要な対策等について定めることとし、大地震が発生した場合に共通する対策等については、松川町地域防災計画「第3編 震災対策編」による。</u></p>	<p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>第1 推進計画の目的</u></p> <p><u>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。</u></p>	

新

旧

備考

第2節 被害想定

以下に記載する被害想定は、長野県がまとめた「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）」のうち、当該地域における南海トラフ巨大地震に該当する部分を抜粋したものである。

第1 想定地震

南海トラフ巨大地震については、内閣府（2012）で検討された震源断層モデルを用い、南海トラフ沿いでマグニチュード9クラスの地震が発生したと想定した。各地震の震源位置や規模、強振動生成域、破壊開始点についてはあくまでも想定であって、次に発生する地震は必ずしも想定通りの地震が発生するとは限らない。また、今回想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが必要である。

想定地震等の概要

地震名称	参考モデル	マグニチュード		備考
		MJ	MW	
基本ケース	内閣府（2012）	9.0	9.0	1ケース
陸側ケース	内閣府（2012）	9.0	9.0	1ケース

（注）プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(MW)を求めている。M4～M8の海溝型地震では、MW=MJであることから、これを外挿してMJを求めている。

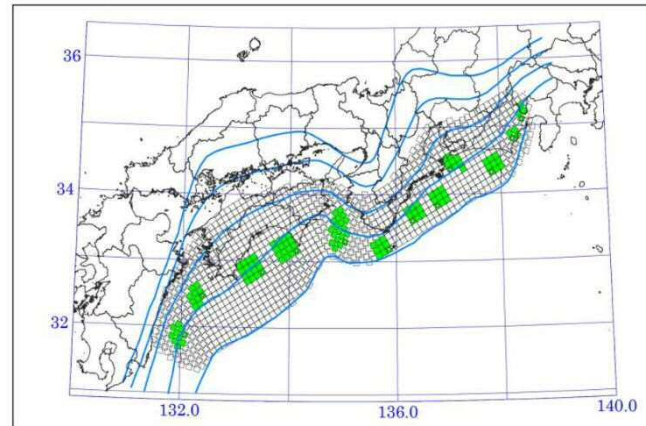


図1 内閣府(2012)による南海トラフの巨大地震の断層モデル（基本ケース）

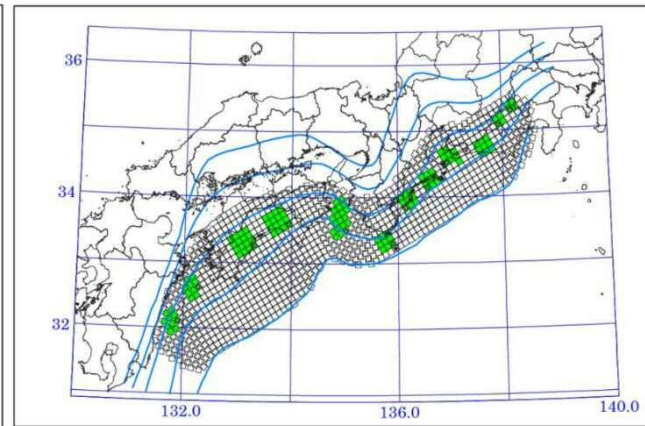


図2 内閣府(2012)による南海トラフの巨大地震の断層モデル（陸側ケース）

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおり。

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

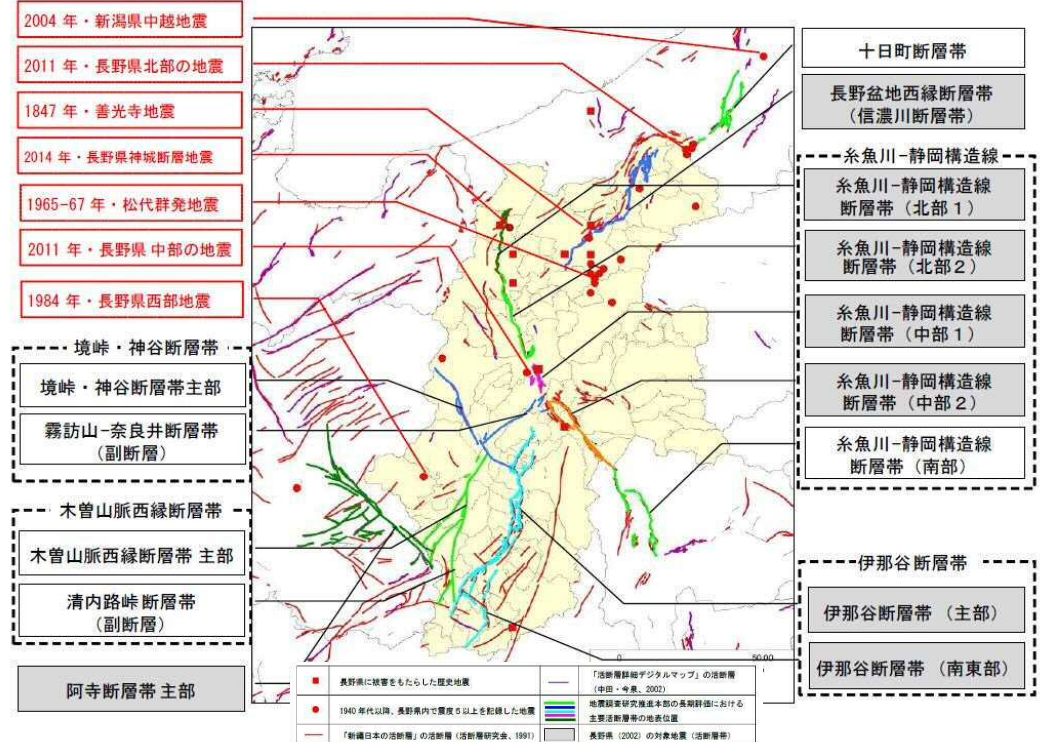
(1) 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

(2) 帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

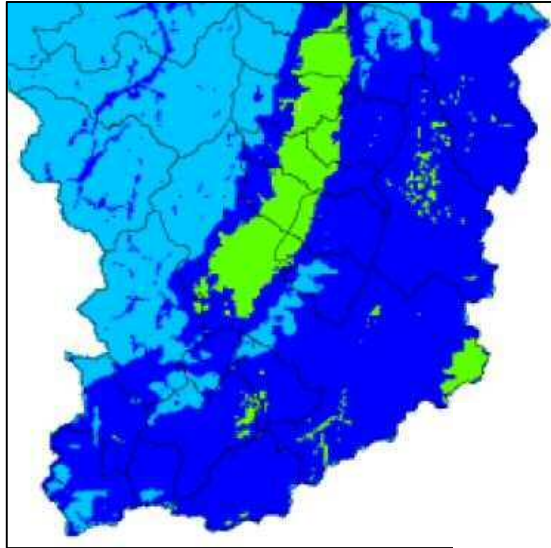
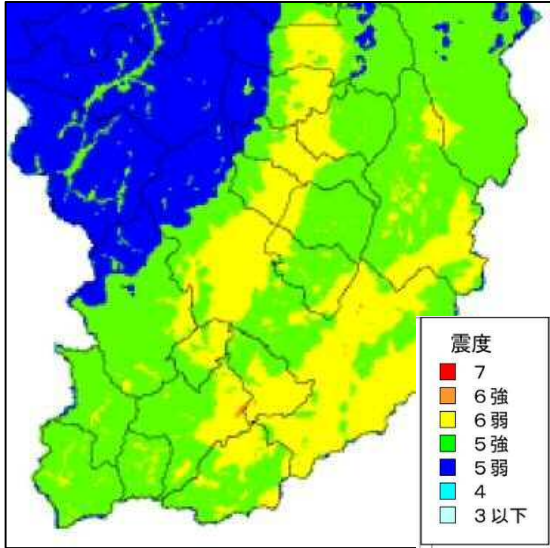
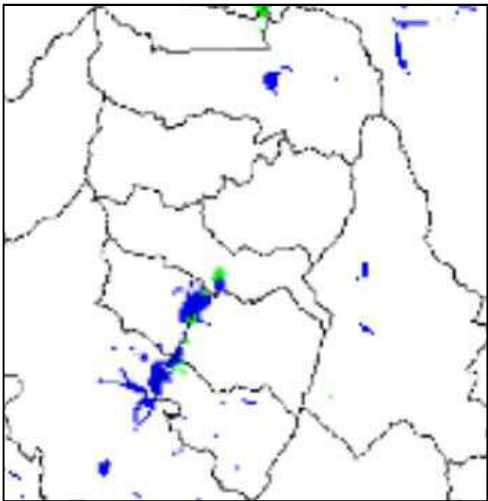
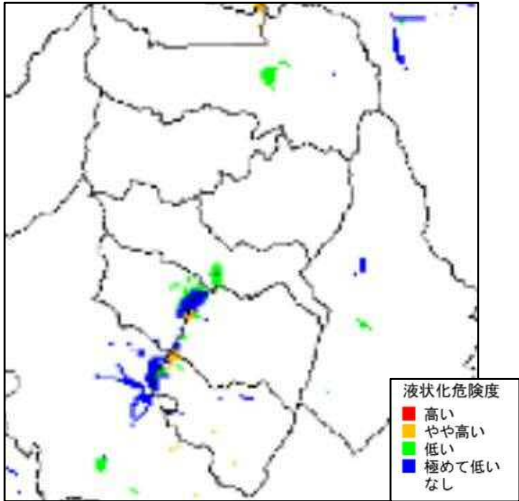
第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 被害想定

新	旧	備考
<p><u>第2 地形</u></p> <p><u>長野県の地形は、大きくは山地と盆地に分けられ、山地が80%以上を占め、盆地が10%以下となっている。また、山地と盆地の境界には、中間的な性格をもつ丘陵や台地が見られる。</u></p> <p><u>山地には、その成因の違いによって、隆起山地と火山山地に区分される。</u></p> <p><u>盆地は、飯山、長野、上田、佐久、松本、白馬、諏訪、伊那などが分布している。これらの盆地は、中期更新世以降に誕生し現在までに周辺山地からの堆積物で埋積されている。</u></p> <p><u>第3 地質</u></p> <p><u>糸魚川-静岡構造線は、日本列島の地質を二分する断層であり、長野県も二分している。糸魚川-静岡構造線を境に西側には先第三系の古期岩類、東側には佐久山地を除きフォッサマグナの新第三系、第四系が広く分布している。また、西南日本には内帯と外帯にわけられる中央構造線、フォッサマグナ地域には新第三系の中に大小の断層や節理のほか、褶曲構造が発達し地質の傾きを規制している。</u></p> <p><u>隆起山地は、先第四系の堆積岩類や火成岩類、変成岩類であり、堆積岩類には第三系、中正界、古生界からなっている。隆起山地の地盤は固結度が高く、山地を構成する基盤岩類が露出している。</u></p> <p><u>火山山地では、度重なる火山噴火によって噴出物が積み重なって山体を拡大した山地である。山体は固結した火山岩類、山麓部は未固結の火砕流・泥流堆積物や火山麓扇状地堆積物からなっている。</u></p> <p><u>盆地は、隆起山地や火山山地が浸食されてできた碎屑物が河川によって運ばれ堆積する場所で、第四紀中期更新世以降である。盆地の多くは、周辺山地からの砂礫からなる粗粒堆積物で、未固結の堆積物である。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>長野県の活断層の分布と被害地震の分布</u></p> 		

新	旧	備考
<p data-bbox="231 285 1107 319">中央日本の主な地質構造線と地質区分 長野県の表層地質</p> <div data-bbox="231 367 1424 1165"> </div> <p data-bbox="207 1228 460 1260">第4 地震動の予測</p> <p data-bbox="267 1270 1513 1354">南海トラフ巨大地震における基本ケースでは、町域において、震度4から震度5強の揺れが予測されており、最大震度は6弱と予想されている。</p> <p data-bbox="267 1365 1513 1449">また、陸側ケースでは、町域において、震度5強から震度6強の揺れが予想されており、最大震度は6弱と予想されている。</p>		

新	旧	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p><u>南海トラフ巨大地震（基本ケース） の地表震度分布</u></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><u>南海トラフ巨大地震（陸側ケー ス） の地表震度分布</u></p> </div> </div> <p><u>第5 液状化の危険度</u></p> <p><u>南海トラフ巨大地震における基本ケースでは、町域のほとんどで液状化危険度はなく、一部で極めて低い危険度となっている。また、陸側ケースにおいても、基本ケース同様、町域のほとんどで液状化危険度はないが、一部において、液状化危険度が低いと予想されている。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p><u>南海トラフ巨大地震（基本ケース） の液状化危険度</u></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><u>南海トラフ巨大地震（陸側ケー ス） の液状化危険度</u></p> </div> </div>		

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 被害想定

新	旧	備考																																																																																										
<p><u>第6 土砂災害の危険度</u></p> <p>南海トラフ巨大地震における基本ケースでは、町域の一部において危険性があるエリアがあるものの、ほとんどは危険性が低く予想されているが、陸側ケースでは、震度が大きくなるため、多くの急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区で、土砂災害の危険性が高い状態となる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="311 478 777 940"> </div> <div data-bbox="896 478 1421 968"> <p style="font-size: small;">地震時危険度ランク ■ A: 危険性が高い ■ B: 危険性がある ■ C: 危険性が低い</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="290 961 810 1083"> <p>南海トラフ巨大地震（基本ケース） の土砂災害危険度（急傾斜地崩壊危険箇所・ 山腹崩壊危険地区）</p> </div> <div data-bbox="881 961 1424 1083"> <p>南海トラフ巨大地震（陸側ケース） の土砂災害危険度（急傾斜地崩壊危険箇所・ 山腹崩壊危険地区）</p> </div> </div> <p><u>第7 被害想定</u></p> <p><u>1 建物被害想定</u></p> <p>松川町における建物の被害想定は、下記のとおり。</p> <p>建物の被害想定【冬季18時、強風時】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">液状化</th> <th colspan="2">揺れ</th> <th colspan="2">土砂災害</th> <th>火災</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>焼失</th> <th>全壊・焼失</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>90</td> <td>*</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>520</td> <td>20</td> <td>60</td> <td>0</td> <td>50</td> <td>580</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：わずか</p> <p><u>2 人的被害想定</u></p> <p>松川町における人的被害の想定は、下記のとおり。</p> <p>人的被害想定（死者）【冬季深夜、強風時】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">建物倒壊</th> <th colspan="2">屋内収容物</th> <th colspan="2">土砂災害</th> <th colspan="2">火災</th> <th colspan="2">ブロック塀</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：わずか</p>		液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊	基本ケース	0	0	0	90	*	10	0	*	100	陸側ケース	0	0	30	520	20	60	0	50	580		建物倒壊		屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀		合計		町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	基本ケース	*	*	*	*	*	*	0	0	*	*	*	*	陸側ケース	*	*	*	*	*	*	0	0	*	*	*	*		
		液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計																																																																																			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊																																																																																			
基本ケース	0	0	0	90	*	10	0	*	100																																																																																			
陸側ケース	0	0	30	520	20	60	0	50	580																																																																																			
	建物倒壊		屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀		合計																																																																																	
	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客																																																																																
基本ケース	*	*	*	*	*	*	0	0	*	*	*	*																																																																																
陸側ケース	*	*	*	*	*	*	0	0	*	*	*	*																																																																																

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 被害想定

新												旧		備考																																																																																																																																																																																									
<p><u>人的被害想定（負傷者）【冬季深夜、強風時】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">建物倒壊</th> <th colspan="2">屋内収容物</th> <th colspan="2">土砂災害</th> <th colspan="2">火災</th> <th colspan="2">ブロック塀</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>20</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>20</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>110</td> <td>*</td> <td>10</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>110</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：わずか</p> <p><u>人的被害想定（重症者）【冬季深夜、強風時】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">建物倒壊</th> <th colspan="2">屋内収容物</th> <th colspan="2">土砂災害</th> <th colspan="2">火災</th> <th colspan="2">ブロック塀</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> <th>町民</th> <th>観光客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>10</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>60</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>60</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：わずか</p> <p><u>人的被害想定（自力脱出困難者）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>町民</th> <th>観光客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：わずか</p> <p>3 避難者想定</p> <p>松川町における避難者の想定は、下記のとおり。</p> <p><u>避難者想定【冬季18時、強風時】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被災1日後</th> <th colspan="3">被災2日後</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> <th>合計</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>510</td> <td>260</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>180</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>1,540</td> <td>770</td> <td>770</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：わずか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被災1週間後</th> <th colspan="3">被災1カ月</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> <th>合計</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>260</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>40</td> <td>10</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>960</td> <td>480</td> <td>480</td> <td>520</td> <td>150</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：わずか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">避難所避難者における要配慮者数</th> </tr> <tr> <th>1日後</th> <th>2日後</th> <th>1週間後</th> <th>1カ月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>*</td> <td>50</td> <td>20</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>20</td> <td>140</td> <td>90</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：わずか</p>															建物倒壊		屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀		合計		町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	基本ケース	20	*	*	*	*	*	0	0	*	*	20	*	陸側ケース	110	*	10	*	*	*	0	0	*	*	110	*		建物倒壊		屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀		合計		町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	基本ケース	10	0	*	*	*	*	0	0	*	*	10	*	陸側ケース	60	0	*	*	*	*	0	0	*	*	60	*		町民	観光客	基本ケース	0	0	陸側ケース	*	*		被災1日後			被災2日後			合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	基本ケース	20	10	10	510	260	260	陸側ケース	180	110	70	1,540	770	770		被災1週間後			被災1カ月			合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	基本ケース	260	130	130	40	10	30	陸側ケース	960	480	480	520	150	360		避難所避難者における要配慮者数				1日後	2日後	1週間後	1カ月後	基本ケース	*	50	20	*	陸側ケース	20	140	90	30		
	建物倒壊		屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀		合計																																																																																																																																																																																												
	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客																																																																																																																																																																																											
基本ケース	20	*	*	*	*	*	0	0	*	*	20	*																																																																																																																																																																																											
陸側ケース	110	*	10	*	*	*	0	0	*	*	110	*																																																																																																																																																																																											
	建物倒壊		屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀		合計																																																																																																																																																																																												
	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客	町民	観光客																																																																																																																																																																																											
基本ケース	10	0	*	*	*	*	0	0	*	*	10	*																																																																																																																																																																																											
陸側ケース	60	0	*	*	*	*	0	0	*	*	60	*																																																																																																																																																																																											
	町民	観光客																																																																																																																																																																																																					
基本ケース	0	0																																																																																																																																																																																																					
陸側ケース	*	*																																																																																																																																																																																																					
	被災1日後			被災2日後																																																																																																																																																																																																			
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外																																																																																																																																																																																																	
基本ケース	20	10	10	510	260	260																																																																																																																																																																																																	
陸側ケース	180	110	70	1,540	770	770																																																																																																																																																																																																	
	被災1週間後			被災1カ月																																																																																																																																																																																																			
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外																																																																																																																																																																																																	
基本ケース	260	130	130	40	10	30																																																																																																																																																																																																	
陸側ケース	960	480	480	520	150	360																																																																																																																																																																																																	
	避難所避難者における要配慮者数																																																																																																																																																																																																						
	1日後	2日後	1週間後	1カ月後																																																																																																																																																																																																			
基本ケース	*	50	20	*																																																																																																																																																																																																			
陸側ケース	20	140	90	30																																																																																																																																																																																																			

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 被害想定

新	旧	備考																														
<p><u>4 ライフラインの被害想定</u></p> <p><u>松川町におけるライフラインの想定は、下記のとおり。</u></p> <p><u>避難者想定【冬季18時、強風時】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th style="text-align: center;"><u>上水道</u></th> <th style="text-align: center;"><u>下水道</u></th> <th style="text-align: center;"><u>電力</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>断水人口(人)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>支障人数(人)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>停電軒数(戸)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>基本ケース</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8,300</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,040</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,220</u></td> </tr> <tr> <td><u>陸側ケース</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,600</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,750</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,580</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5 物資の不足想定</u></p> <p><u>松川町における物資の不足に関する想定は、下記のとおり。</u></p> <p><u>物資の不足に関する想定【被災から1日後(冬季18時、強風時)】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th style="text-align: center;"><u>食料</u></th> <th style="text-align: center;"><u>飲料水</u></th> <th style="text-align: center;"><u>毛布</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>過不足量(食)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>過不足量(ℓ)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>過不足量(枚)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>基本ケース</u></td> <td style="text-align: center;"><u>700</u></td> <td style="text-align: center;"><u>△ 7,300</u></td> <td style="text-align: center;"><u>540</u></td> </tr> <tr> <td><u>陸側ケース</u></td> <td style="text-align: center;"><u>370</u></td> <td style="text-align: center;"><u>△ 19,420</u></td> <td style="text-align: center;"><u>360</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。</u></p>		<u>上水道</u>	<u>下水道</u>	<u>電力</u>	<u>断水人口(人)</u>	<u>支障人数(人)</u>	<u>停電軒数(戸)</u>	<u>基本ケース</u>	<u>8,300</u>	<u>7,040</u>	<u>3,220</u>	<u>陸側ケース</u>	<u>11,600</u>	<u>9,750</u>	<u>4,580</u>		<u>食料</u>	<u>飲料水</u>	<u>毛布</u>	<u>過不足量(食)</u>	<u>過不足量(ℓ)</u>	<u>過不足量(枚)</u>	<u>基本ケース</u>	<u>700</u>	<u>△ 7,300</u>	<u>540</u>	<u>陸側ケース</u>	<u>370</u>	<u>△ 19,420</u>	<u>360</u>		
		<u>上水道</u>	<u>下水道</u>	<u>電力</u>																												
	<u>断水人口(人)</u>	<u>支障人数(人)</u>	<u>停電軒数(戸)</u>																													
<u>基本ケース</u>	<u>8,300</u>	<u>7,040</u>	<u>3,220</u>																													
<u>陸側ケース</u>	<u>11,600</u>	<u>9,750</u>	<u>4,580</u>																													
	<u>食料</u>	<u>飲料水</u>	<u>毛布</u>																													
	<u>過不足量(食)</u>	<u>過不足量(ℓ)</u>	<u>過不足量(枚)</u>																													
<u>基本ケース</u>	<u>700</u>	<u>△ 7,300</u>	<u>540</u>																													
<u>陸側ケース</u>	<u>370</u>	<u>△ 19,420</u>	<u>360</u>																													

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 備えと災害応急対策

新	旧	備考						
<p><u>第3節 備えと災害応急対策</u></p> <p><u>第1 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</u> <u>松川町地域防災計画「第1編 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」による。</u></p> <p><u>第2 関係者との連携協力の確保</u> <u>災害予防については、松川町地域防災計画「第3編 第1章 災害予防計画」の「第2節 情報の収集・連絡体制計画」、「第3節 活動体制計画」、「第4節 広域相互応援計画」及び「第5節 救助・救急・医療計画」による。</u> <u>災害応急対策については、松川町地域防災計画「第3編 第2章 災害応急対策計画」の「第1節 災害情報の収集・連絡活動」、「第2節 非常参集職員の活動」、「第3節 広域相互応援計画」、「第4節 ヘリコプターの運用計画」、「第5節 自衛隊災害派遣活動」、「第6節 救助・救急・医療計画」及び「第7節 消防・水防活動」による。</u></p> <p><u>第3 地震発生時の災害応急対策</u> <u>地震発生時の物資等の調達手配、必要な資機材及び人員の配備、避難対策、交通及びライフラインへの対応、迅速な救助等については、松川町地域防災計画「第3編 第2章 災害応急対策計画」による。</u></p>	<p><u>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u></p> <p><u>第1 避難勧告等の発令基準</u> <u>地域住民に対する避難勧告等の発令基準は、原則として次のとおりとする。</u> <u>また、避難勧告等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 436 2522 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 436 1626 485">種別</th> <th data-bbox="1626 436 2522 485">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 485 1626 621"><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td data-bbox="1626 485 2522 621"> <u>1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき</u> <u>2 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 621 1626 846"><u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u></td> <td data-bbox="1626 621 2522 846"> <u>1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき</u> <u>2 強い地震（震度5強以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u> <u>3 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第2 避難対策等</u></p> <p><u>1 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。</u></p> <p><u>（1）地域の範囲</u> <u>（2）想定される危険の範囲</u> <u>（3）避難場所（屋内、屋外の種別）</u> <u>（4）避難場所に至る経路</u> <u>（5）避難勧告等の伝達方法</u> <u>（6）避難施設にある設備、物資等及び避難施設において行われる救護の措置等</u> <u>（7）その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）</u></p> <p><u>2 町が、避難施設の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難施設との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。</u></p> <p><u>3 町は、避難施設を開設した場合に、当該避難施設に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。</u></p> <p><u>4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難勧告等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の避難指示（緊急）に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</u></p>	種別	基準	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき</u> <u>2 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u>	<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>	<u>1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき</u> <u>2 強い地震（震度5強以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u> <u>3 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u>	
種別	基準							
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき</u> <u>2 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u>							
<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>	<u>1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき</u> <u>2 強い地震（震度5強以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u> <u>3 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき</u>							

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 備えと災害応急対策

新	旧	備考
	<p><u>5 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。</u></p> <p><u>(2) 町長より避難勧等が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。</u></p> <div data-bbox="1433 821 2522 953" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><u>(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)</u></p><p><u>ア 消防職団、自主防災組織等との連携に努めること</u></p><p><u>イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること</u></p></div> <p><u>6 避難施設における救護上の留意事項</u></p> <p><u>(1) 町が避難施設において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 収容施設への収容</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>ウ その他必要な措置</u></p> <p><u>(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 流通在庫の引渡し等の要請</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>ウ その他必要な措置</u></p> <p><u>(3) 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。</u></p> <p><u>第3 水道、電気、ガス、通信関係</u></p> <p><u>水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「第2編 第1章 第16節 危険物施設等災害予防計画」、「第2編 第1章 第17節 電気施設災害予防計画」、「第2編 第1章 第18節 上水道施設災害予防計画」、「第2編 第1章 第20節 通信・放送施設災害予防計画」によるものとする。</u></p> <p><u>第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策</u></p>	

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 備えと災害応急対策

新	旧	備考
	<p><u>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u> <u>町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 各施設に共通する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u><u>イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u><u>ウ 出火防止措置</u><u>エ 水、食料等の備蓄</u><u>オ 消防用設備の点検、整備</u><u>カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備</u> <p><u>(2) 個別事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>ア 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</u><u>イ 学校等にあつては、</u><ul style="list-style-type: none"><u>(ア) 避難の安全に関する措置</u><u>(イ) 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置</u><u>ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置</u> <p><u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</u></p> <p><u>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p> <p><u>(1) 町は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u> <u>また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保</u><u>イ 無線通信機等通信手段の確保</u><u>ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u> <p><u>(2) この推進計画に定める避難施設又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難施設又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p> <p><u>3 工事中の建築等に対する措置</u> <u>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。</u></p> <p><u>第5 迅速な救助</u></p>	

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 備えと災害応急対策

新	旧	備考
	<p><u>1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制</u> <u>町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備</u> <u>町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。</u></p> <p><u>3 実働部隊の救助活動における連携の推進</u> <u>町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。</u></p> <p><u>4 消防団の充実</u> <u>町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。</u></p>	

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4節 地震防災上整備すべき施設等の整備

新	旧	備考
<p><u>第4節 地震防災上整備すべき施設等の整備</u></p> <p><u>本節では、南海トラフ巨大地震を想定し、今後必要と考えられるハード対策のうち特に重要と考えられる事業を記載し、対策を強化する。</u></p> <p><u>1 住宅及び建築物の耐震化促進</u></p> <p><u>住宅の耐震診断、耐震化を推進するとともに、公共施設の耐震化を進める。</u></p> <p><u>2 指定緊急避難場所および指定避難所等の整備</u></p> <p><u>指定緊急避難場所および指定避難所での生活環境を考慮し、検討・対策を進める。</u></p> <p><u>3 通信施設の整備</u></p> <p><u>今後の動向を踏まえながら、防災行政無線デジタル化を検討する。また、多様な情報伝達手段についても検討し、対策を進める。</u></p> <p><u>4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備</u></p> <p><u>救援物資輸送に必要な輸送路について整備・維持管理を進めるとともに、輸送路周辺の建築物の耐震化、障害物排除態勢の整備を進める。</u></p>	<p><u>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。</u></p> <p><u>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化</u></p> <p><u>2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備</u></p> <p><u>3 避難経路の整備</u></p> <p><u>4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u></p> <p><u>消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設</u></p> <p><u>5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備</u></p> <p><u>6 通信施設の整備</u></p> <p><u>(1) 町防災行政無線</u></p> <p><u>(2) その他の防災機関等の無線</u></p> <p><u>(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)</u></p> <p><u>計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。</u></p>	

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5節 防災訓練計画

新	旧	備考
<p><u>第5節 防災訓練計画</u> <u>松川町地域防災計画「第3編 第1章 第31節 防災訓練計画」による。</u></p>	<p><u>第5節 防災訓練計画</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。</u><u>2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。</u><u>3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。</u><u>4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような内容により具体的かつ実践的な訓練を行う。</u><ol style="list-style-type: none"><u>(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練</u><u>(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</u><u>(3) 情報収集、伝達訓練</u><u>(4) 災害の発生の状況、避難勧告・避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練</u>	

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 地震防災上必要な教育

新	旧	備考
<p><u>第6節 地震防災上必要な教育</u> <u>松川町地域防災計画「第3編 第1章 第30節 防災知識普及計画」による。</u></p>	<p><u>第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する防災知識の普及計画</u> <u>町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。</u></p> <p><u>1 町職員に対する教育</u> <u>地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は次のとおり。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識</u> <u>(2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識</u> <u>(3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次に留意したもの</u> <u>ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。</u> <u>イ ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくても長期にわたり供給が途絶することが考えられること。</u></p> <p><u>(5) 地震に関する一般的な知識</u> <u>(6) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> <u>(7) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(8) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(9) 南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題</u> <u>(10) 家庭及び地域内での地震防災対策の内容</u></p> <p><u>2 地域住民等に対する教育</u> <u>住民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主防災意識を普及させるため、町は、県及び関係機関と協力して、インターネット、ホームページ等の活用を含めて、防災マップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識</u> <u>(2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識</u> <u>(3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次に留意したもの</u> <u>ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであるこ</u></p>	

第3編 震災対策編

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 地震防災上必要な教育

新	旧	備考
	<p><u>と。</u></p> <p><u>イ ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくても長期にわたり供給が途絶することが考えられること。</u></p> <p><u>(5) 地震に関する一般的な知識</u></p> <p><u>(6) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(7) 正確な情報入手の方法</u></p> <p><u>(8) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p><u>(9) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u></p> <p><u>(10) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u></p> <p><u>(11) 避難生活に関する知識</u></p> <p><u>(12) 平素住民が実施し得る応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u></p> <p><u>(13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p><u>3 学校教育に対する教育</u></p> <p><u>教育委員会は、学校長に対し、教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的事項等を理解し、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育の徹底を図る。</u></p> <p><u>また、学校教育を通じて教職員及び生徒への防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(4) 地震に関する一般的な知識</u></p> <p><u>(5) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(6) 正確な情報入手の方法</u></p> <p><u>(7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識</u></p> <p><u>(8) 避難生活に関する知識</u></p> <p><u>4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及</u></p> <p><u>1に準ずる。</u></p> <p><u>5 相談窓口の設置</u></p> <p><u>町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を総務課内に設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。</u></p>	